

お知らせ

平成22年4月1日の使用より

行政改革の一環として、受益者負担の原則に基づいて、各公共施設の使用料の見直しを行いました。

体育施設の使用は下記のとおり **有料** になりますのでよろしくお願いたします。

総合体育館

場 所	使 用 料 (円)		備 考
	9時～17時(2時間区分)	17時～22時(2時間30分区分)	
メインフロア	全面 2,000	全面 2,800	附属設備使用料 (1組1回の使用料) バスケボール用具 200 バレーボール用具 100 バドミントン用具 50 卓球用品 50 その他
	1/2面 1,000	1/2面 1,400	
	1/3面 700	1/3面 900	
	1/6面 300	1/6面 500	
サブフロア	全面 500	全面 600	
	1/2面 250	1/2面 300	
第1会議室	200	250	(1台1時間)冷暖房設備 100
第2会議室	300	370	(1台1時間)冷暖房設備 100
第3会議室	100	120	(1台1時間)冷暖房設備 100
トレーニング室	1人1回につき100		

北部地域体育館

場 所	使 用 料 (円)		備 考
	9時～17時(2時間区分)	17時～22時(2時間30分区分)	
フロア	800	1,000	附属設備使用料 (1組1回の使用料) バスケ・バレーボール・ソフトテニス バウンドテニス 各用具100 バドミントン・卓球 各用具 50 その他

グラウンドなど

場 所	使 用 料 (円)	備 考
高塚テニスコート	7時～21時(2時間区分) 1,000	夜間照明使用料が必要な場合 (1時間 500)
健民テニスコート	7時～19時(2時間区分) 1,000	10月～4月は、17時まで。
健民運動場	8時～18時(2時間区分) 600	
高山台グラウンド	8時～18時(2時間区分) 800	
高塚グラウンド	8時～18時(2時間区分) 600	夜間照明使用料が必要な場合 (1時間 1,500)
	18時～21時(3時間区分) 900	
観正山グラウンド	8時～18時(2時間区分) 500	
いこいの広場	8時～18時(2時間区分) 300	

在住者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。

入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額とする。

施設の休館(場)日は毎月第1木曜日のみとなります(祝日と重なった場合はその翌日)。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

香芝市本町1437番地 総合体育館内(市民体育課) TEL 0745-76-9511